

全建事発第 005 号

平成 29 年 4 月 11 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人全国建設業協会

会長 近藤 晴貞

〔公印省略〕

建設業法令遵守ガイドラインの一部改正について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、国土交通省土地・建設産業局建設業課より、中小企業庁及び公正取引委員会が行った下請代金の支払手段についての通達の見直し等を踏まえ、標記ガイドラインの一部を改訂した旨通知がありました。併せて、当会に対し、会員に対する周知徹底とともに、建設企業の法令遵守の推進を図るよう要請がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、本件につきまして、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・ 国土交通省通知文
- ・ 建設業法令遵守ガイドライン（第5版）
- ・ 新旧対照表
- ・ 改訂概要

以 上

（担当）事業部 山川

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp



国土建推第39号
平成29年3月29日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



建設業法令遵守ガイドラインの一部改正について

経済の好循環を実現するためには、下請等中小企業の取引条件を改善していくことが重要です。政府としても、「下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議」を設け、政府を挙げて下請対策の強化に取り組んでいるところです。

国土交通省では、建設企業が遵守すべき元請負人と下請負人の取引のルールとして「建設業法令遵守ガイドライン—元請負人と下請負人の関係に係る留意点—（平成19年6月策定）」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、その周知に努めてきました。

今般、下請等中小企業の取引条件改善の取組の一環として、中小企業庁及び公正取引委員会が行った下請代金の支払手段についての通達の見直し等を踏まえ、下請代金の支払はできる限り現金によるものとするなど、別添のとおりガイドラインの一部を改訂しましたので、通知します。

貴会におかれましては、本ガイドラインの改訂の趣旨及び内容を了知の上、傘下の建設業者に対しこの旨の周知徹底方よろしく願いするとともに、引き続き建設業者の法令遵守の推進が図られますよう指導方併せてお願いいたします。